

市民生活部長（広野晴城君）

旧国道 8 号における松任城址公園の西側道路の 3 差路の右折禁止の解除についてお答えします。

交通規制は、歩行者を初め、多くの道路利用者に影響を及ぼすことから、市では、信号機の整備や交通規制に関する要望につきましては、要望箇所周辺にお住まいの市民の皆さんの総意が必要であると考え、関係町会からの要望書を提出していただいております。

議員御提案の松任城址公園西側 3 差路交差点を右折可能とした場合、連結する松任駅前交差点が歩行者の安全に配慮した歩車分離式信号機であるため、朝夕の金剣方向からの通行車両が渋滞し、その渋滞を避けるため、西新町内の生活道路に車両が流入するという、交通環境の変化が懸念されます。

あくまで、右折禁止解除の適否を判断するのは県警であります。地元町会として規制解除を要望するというございましたら、市といたしましても、白山警察署に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、松任城址公園の西側道路往来用の押しボタン式の信号の設置についてお答えします。

交通規制と同様に、信号機の設置に関しましても、ドライバー等道路利用者に影響を及ぼすため、関係町会から要望書の提出をいただいております。

県警では、信号機の整備については、地元の要望のほか、要望箇所における交通事故の発生件数等の交通情勢、近隣の横断歩道や信号機の設置状況による代替手段、いわゆる付近の信号交差点や横断歩道等の利用可能性などを考慮し、これらを総合的に判断するとのことであります。

議員御提案の押しボタン式信号機の設置につきましては、要望箇所の東方約 50 メートルの地点には松任駅前交差点が、西方約 100 メートルには西新町交差点が整備されている現状ではありますが、地元町会として押しボタン式の信号機の設置を要望するというのであれば、市といたしましても、白山警察署のほうに対し要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、金剣線地下道から相木町に向かう 3 差路交差点に信号機の設置についてお答えいたします。

御要望の交差点につきましては、市が道路設計段階から白山警察署と協議を重ねており、供用開始後においても要望していることから、その必要性については十分認識していただいているものと考えております。

県警では、信号機の整備については、要望箇所における交通事故の発生件数や交通量等の交通情勢を考慮し、道路利用者の危険性を軽減させ、安全性と円滑化の向上を図るため、総合的に判断するとのことであります。

議員御要望の箇所につきましては、市といたしましても、市民の安全と安心を確保するには信号機の整備が必要だと考えており、今後も引き続き、早期の実現に向け、白山警察署に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。